

慈光寺本『承久記』の敬語表現について

山上 登志美

(一) 序

「第四章 平家物語における敬語表現の様相」に基づいて行なつた。

(二) 地の文の敬語

承久の乱を描いた『承久記』諸本のうち最も古態を残す慈光寺本『承久記』は他の三系統の『承久記』とは同名異書とも言われるほど特異な性格を持つ。本稿ではこの慈光寺本『承久記』をとりあげ、敬語表現の様相を調査し、更に作品論的な立場から、不明確な点の多い本書の作者論にまで踏みこんでみたい。

本稿末尾の付表は、慈光寺本『承久記』において地の文にあらわれた敬語を分類し、一覧表にしたものである。以下、敬語の種類を人物との関係について見てゆきたい。

(1) 宮廷の人々

テキストには、松林靖明氏校注『承久記』(古典文庫68、現代思潮社)所収の蔵書館文庫成、慈光寺本『承久記』を使用し、

① 天皇・院(後鳥羽院・土御門院・順徳院)・女院・
后・宮・攝政・関白(九条道家・近衛基通)

このグループの人々には、敬度の高い敬語が使われている。

「オハス」よりも「オハシマス」「マシマス」「ノタマフ」よりも「仰ラル」「仰下サル」が用いられ、天皇・院には「崩御」「御慮」「御幸」「行幸」「勅答」「奏ス」「奏申ス」など、他のグループの人々には絶対用いることのない敬語が使用されてい。また、「御十名詞」の頻用が目立ち、九十一例を数えることができる。

院（後鳥羽院）ハ能茂ヲ御覽ジテ「出家シテケルナ。我

モ今ハサマカヘン。」トテ、仁和寺ノ御室ヲ御戒師ニテ、

院ハ御出家アリケルニ、御室ヲ始マイラセテ見奉ル人々聞

人、高モ賤モ武キモノ、フニ至マテ、涙ヲ流シ袖ヲ絞ラヌ
ハナカリケリ。サテ御タブサヲバ、七条院ヘゾマイラセ給
フ。女院ハ御グシヲ御覽ズルニ、夢ノ御心地シテ御声モ惜
マセ給ハズ伏沈、御涙ヲ流シテ悲ミ給フノ哀ナル。（P
21・e12-P22・e2）

また、攝閥の九条道家・近衛基通には必ず「殿」「殿下」をつけて呼ぶ。

公卿僕議アルベシトテ、催サレケル人々ハ、近衛殿

基通・九条殿下道家・徳大寺左大臣公親・坊門新大納言忠信・

按察使中納言光親・佐々木野中納言有雅・中御門中納言

宗行・甲斐宰相中将範成・一条宰相中将信能・刑部僧正長成・

二位法印尊長・ナドラゾ召サレケル。（P184・e1-e4）

② 公卿・殿上人

中御門中納言宗行・按察使中納言光親・坊門大納言忠信等がこのグループに入る。(1)の人々に比べれば、全体的に尊敬表現の敬度は低いが、敬語を広く用いている。

中御門中納言宗行卿ハ、遠江国菊川ノ宿ニテ切ラレ給ヒ
ヌ。御手水メシケル人家ニ立入、カクゾ書付給ヒケル。

（P22・e12-e13）

(口) 女性

慈光寺本には五人の女性が登場する。北条政子・卿二位（刑部卿從二位慈原範兼の娘・慈子。後鳥羽院乳母）・隱岐へ遠流となつた後鳥羽院に従つた西ノ御方・大夫殿、それに院方武士・山城守佐々木広綱の子勢多伽の母である。

① 政子・卿二位・宫廷の女房

用例は少ないが、政子と卿二位には(1)(2)公卿・殿上人よりも少し敬度の高い敬語が用いられているようである。

爰ニ女房卿二位殿、簾中ヨリ申サセ給ケルハ、（P184・

e8）

二位殿（政子）悦テ重テ被仰様、「サラバ殿原、権太夫

(北条義時) ガ侍ニテ、軍ノ命議ヲ始メ給ヘ。」トゾ被仰ケル。(P19・e5-e6)

「卿二位殿」「一位殿」と必ず「殿」を付けて呼んでいることからも、慈光寺本の作者が、院方の卿二位と鎌倉方の北条政子の役割を重く見ていたことが推測される。

② 勢多伽の母

宫廷女房ではなく、身分の低い彼女には、

母ハ女房一人ヲ召具シテ、御室ノ御所ヘゾ参リケル。

争カ二歳ニテハトテ、三ト云名ヲ付奉リテ、十八日ヨリ廿日マテ、年始元三ノ儀式ヲ始テ御遅アリ。七社詣シテ鎌倉ニ坐ス。(P12・e3-e5)
冥加マシマス侍従殿ニテ、今ニマシマストコソ承ハレ。

(P24・e9)

寿王は京都守護職伊賀光季が院方から攻められる合戦場面に登場する。光季には敬語が多く使用されているが寿王には全く用いていない。

(P24・e13-e14)

の「召」以外に敬語は見あたらない。この「召」も動作主である勢多伽の母に対する待遇評価というより、勢多伽の母と女房の上下関係を示すものといってよいかも知れないが、一応、数のうちに入れることとする。

寿王、父ノ命ニ隨テ、十六差タル染羽ノ矢カキ負、大庭ニコソ歩下ケレ。(P14・e11)
勢多伽には「給フ」の使用例が二例見える。

勢多伽ハ六波羅へ出給ヘバ、(P20・e9-e10)

袖ヲ顔ニ押アテ、ゾ泣給フ。(P21・e13)

同じ武士の子でも、(慈光寺本では伊賀光季と佐々木広綱を「アヒヤケ(クカ)也」とする)伊賀光季の子息寿王には全く敬語を用いていないのに、広綱の子勢多伽に敬語の使用が見られるのは、勢多伽が仁和寺御室寵愛の稚兒であること、更には院方武士の子という理由だけで罪もなく処刑されていく勢多伽は父道家と同じく摂関家にふさわしい高い敬語が用いられ、侍従にも敬語が用いられている。

④ 子供

慈光寺本には子供が四人登場する。三寅(九条道家の子)、後の鎌倉四代將軍藤原頼經)、侍従(甲斐宰相中将範茂の子)、寿王(鎌倉方武士伊賀光季の子)、そして勢多伽である。三寅に院方武士の子という理由だけで罪もなく処刑されていく勢多伽は父道家と同じく摂関家にふさわしい高い敬語が用いられ、侍

(二) 僧侶

① 法親王（仁和寺御室）

仁和寺御室は後鳥羽院の皇子道助法親王である。御室には院と同等の敬度の高い敬語が使われている。また(イ)(一)と同じく御十名詞の表現には十七例という多くの用例が見られる。

山城守ノ子息多勢伽ハ、仁和寺ノ御室ノ御寵愛ノ児ニテ有ケルヲ、武藏守（北条泰時）聞付テ、御室ニ多ノ武士ヲ参ラセ、「勢多伽給ラン。」トゾ資申。御室ハ「唯是一人ヲバ拂テ我ニ免ゼヨ。」ト、タリフシコハセ給ヘドモ、承引ナカリケレバ、御室ノ仰ノ有ケルハ、（P24・e10-e12）

② 他の僧

仁和寺御室の他に、慈光寺本には院方に組した罪で陸奥国へ流された刑部僧正、御室の命で勢多伽を六波羅まで供した大蔵卿法印、土橋威儀師の三人が登場する。いづれも軽い敬語が用いられている。

刑部僧正ヲバ陸奥国へ流シ奉ル。（P28・e8）

二人ノ供ノ僧申事、「限アラバ首ヲバ召トモ、カララバ返シタベ幸發セント申セトコソ、御室ノ仰ハ候ツレ。」ト、涙ト共ニ申サレケレバ、（P20・e12-e14）

④ 武士

慈光寺本には多くの武士が登場する。その武士たちを大きく五つのグループに分けてみる。

① 平氏

序の部分に清盛・重盛の名が見える。重盛に敬語表現を用いているのに対し清盛には、「平相國清盛公ノ御娘」と建礼門院徳子を紹介する部分にしか敬語が用いられていない。

雖レ然相國ノ運命モ、漸末ニ成シカバ、嫡子小松内大臣重盛公モ堯ジ給フ間、相國惡行日來ニ超過スル間、（P180・e6-e7）

作者が清盛に対し好感情を抱いていたことがわかる。

② 源氏

平氏と共に用例は少ないが、原則的に軽い敬語表現を用いて行動が述べられている。

少将（頼家）イマダ有若ノ人ナレバ、父ノ遺言ヲモ用玉ハズ、梶原平三景時ゾ後見奉ケル。人昏ヲ反シケリ。生年十六ニテ左衛門督ニ成、六年ゾ世ヲ持チ給ケル。（P181・e5-e7）

③ 北条氏

義時をはじめ、鎌倉方の大将軍泰時、時房、時氏等がこのグループに入る。北条政子は先に述べた(2)(1)に入れた。登場場面も多く、その行動は軽い敬語をもって表わされる。「仰」の頻用が目立つのは、

小山左衛門ニ側付テ、清水山ヨリ与三左衛門召出頭ヲ切。

(P 228・e 10)

など、武士たちに命令することが多いためである。

義時を呼ぶ場合、「義時」(P 183・e 10, e 12, P 201・e 7)、「権大夫殿」(P 200・e 6, e 7, P 201・e 3)、「権大夫」(P 200・e 2)と、呼び捨てにしたり、「殿」を付けたりまちまちで一定していない。これは作者が義時の下に位置する者ではない、つまり鎌倉方の立場ではないことを示している。

義時ハ軍ノ僉議ヲ始ラレケリ。海道清見が闇ヲバ湯山小
次郎ニ預ケ玉フ。山道三坂関ヲバ三坂三郎ニ預ケ玉フ。

(P 201・e 7 → e 8)

④ 院方武士・⑤鎌倉方武士

慈光寺本の作者の立場を考えるために、院方武士と鎌倉方武士の敬語表現のあり方を比較してみたい。

本稿末尾の表からすぐわかることは、「オハス」「ノタマフ」、「殿」の使用数が院方と鎌倉方ではかなり差があるということ

である。それも、「オハス」「殿」は院方がはるかに多く、「ノタマフ」は逆に鎌倉方の方が多い。以下、詳細に見てゆくことにする。

「オハス」について院方十例のうちわけは下野守(P 200・e

9)、山田重忠(慈光寺本では重定、重貞とする)三例(P 208・e 14, P 217・e 2, e 3)、神土(P 214・e 3)、荻野次郎左衛門・伊豆ノ御賣子(P 214・e 13)、関田・懸棧・上田(P 214・e 14)、打見ノ御料・寺本(P 207・e 5)では打見・御料・寺木とする)(P 214・e 15)、重原・渡辺羽(P 215・e 15)、三浦胤義(P 219・e 10)、鎌倉方では幕府有力御家人の小笠原(P 212・e 7)を数えるのみである。

「ノタマフ」は、院方では佐々木広綱(P 194・e 9)、山田重忠(P 208・e 15)にそれぞれ一例が見られ、鎌倉方の十例中九例までが伊賀光季(P 190に一例、P 191に三例、P 192に二例、P 196に三例見える)に用いられ、残り一例は小笠原・武田に用いられている。(P 210・e 15)

当時、京都守護職であった伊賀光季は、義時の妻室の兄でもあり、院方からの誘いを断わったために攻められ自害する。この合戦場面は、周知のように「承久記」上巻の中でも読ませどころとなっているが、慈光寺本では、その合戦の前に光季と

佐々木広綱が酒盛をする場面が描かれている。

(広綱ハ) 追座ニ成テ、ワリナキ美女召出シ酌ヲ被レ取テ、其ヲ肴ニテ今一度トゾ勤メケル。光季心行テ打解ケレバ、申様、(P 188・e 15→P 189・e 1)

去程ニ、日暮方ニ成ニケレバ、光季ハ宿所ニ帰テ、其夜ヤガテ白拍子春日・金王ヲヨビテ、終夜宴遊ヲゾ催ケル。

(P 188・e 8→e 9)

酒盛の場面では光季の行動には全く敬語を用いていないのに、合戦場面になると「ノタマフ」等、敬語が頻出するのは、一方の大将として奮戦する光季を表現したいからであろう。

院方武士

高桑三例 (P 206、P 212に二例)、関田・懸機・上田 (P 214)、打見・御料・寺木 (P 214)、石黒 (P 206)、安原 (P 206)、山田重忠十二例 (P 208、P 210に二例、P 216、P 217に六例、P 218に二例)、神土三例 (P 214に三例)、安芸左衛門・下条

二例 (P 215に二例) 計二十四例

鎌倉方武士

紀内 (P 218)、武田 (P 212)、二宮三例 (P 213に三例) 計五例
森野宗明氏は、以上挙げた下層の武士にまで敬語の使用が見

られることに注目され、「さらに注意を惹くのは、これら敬語が使用されている中間層あるいはそれ以下のクラスかと思われる武士に、美濃・尾張を地盤とするものが目立つことである」と指摘しておられる。「殿」を付けて呼称されている武士のうち、高桑・関田・懸機・上田・打見・寺木（寺本）は美濃国、山田重忠は尾張国の武士として名を連ねている。森野氏はこのことから、

慈光寺本は、兵乱全体からの比重からすれば宇治川の攻防戦より軽く、かつ都を離れていて、京や鎌倉ではそうしたややすくはこまかい情報が入手しにくかったのではないかと思われるような美濃・尾張での合戦について、『承久記』の他の諸本や記録には見られないようなこまかなる逸話が多くかつ具体的に伝えていて異色であるが、それらの逸話はその土地に密着した下層の武士や民衆の間に伝えられた話を取り材源としたもののが多かったのではないかと思われる。

とされ、

まず頭に浮かぶのは、しごく平凡ではあるが、中間層あたりの武士に対する敬語の使用は、郎従や凡下の世界に伝えられた話の利用と相関する度が大きいのではないかといふことである。

と推測しておられる。

美濃・尾張の合戦がテキスト208ページ14行目から218ページ1

行目までとして、その記事の中で院方武士に対する尊敬表現の例は五十六例（うち山田重忠に対する尊敬は二十九例）、鎌倉

右の例以外は序の部分に使われている。

神璽・宝剣モ、世ノウラメシサニ捨オカレタリシヲ、迎
取マイラセシ有様、大路ノ氣色云ン方ナシ。（P.222・e.4
e.5）

方武士は十七例であり、そのうち「オハス」「殿」に限ってみると「オハス」院方八例、鎌倉方一例、「殿」院方二十例、鎌倉方四例（うち重忠は「オハス」三例、「殿」十一例）と、明らかに院方に偏っている。美濃・尾張の合戦場面では、作者の視点が院方のあまり有名でもない武士たちに集まっていることからも、慈光寺本の美濃・尾張の合戦談は院方の下級武士から採取したものと見てよいだろう。

2 外国の天子

主に序の部分に敬語表現が見られる。

天竺ノ王ノ始ラバ、民主王トゾ申ケル。其ヨリシテ积尊ノ父淨飯王ノ御時マデ、八万四千二百一十王ト承ル。（P.178・e.2・e.3）

鎌倉方の海道の先陣、相模守時房に従つて遠江国橋本の宿まで上ってきた玄蕃太郎は、実は都の下野守の郎等で、官物を送るために鎌倉へ下ってきた者であった。玄蕃太郎は主人の下野守に今一度会いたいと、十九騎の勢で橋本の宿を夜立し、時房の宿の前を下馬もせぬ通り過ぎていった。これを見とがめた時房は打田党を遣わして玄蕃らを討取らせる。

(ト) 神・仏

神璽・宝剣については、敬語表現が用いられている。

（玄蕃太郎ら）十九騎ノ兵、十一騎ハ打物取、八騎ハ弓

取矢合シテ、懸合入組ミ散々ニ戰ケリ。百余騎ノ討手モ、三十五騎ハ被レ討ニケリ。手負モノ數多アリ。十九騎ノ兵モ、十一騎ハ討レニケリ。八騎ハ大道ヨリ南ノ頬ナル宿太郎ガ御前家ニ遁入、門ドモサシマハシ、火ヲ懸テ面々自害シテコソ失ニケレ。(P 208・e 81-e 11)

この「宿太郎ガ御前家」について、古典遺産「関西繪説会」の研究ノート「慈光寺本承久記」についてに、「南ノ頬ナル」と訓ずるのであらうが宿太郎ガ御前家なるもの不明」とあり、よくわからないので表からは抜いた。

(三) 会話文の敬語

(1) 話し手と聞き手との間に身分的な上下關係がある場合

- ① 話し手と聞き手とが君臣・主従關係にある場合
「落残タル勢ドモ廿九騎ハ候メリ。上兩所加テ卅一騎マシマスベシ。此御勢ニテ、只今寄敵ノ中ヲ懸ワリ、高陽院殿ノ大庭ニ引籠、四門ヲ固テ寄手ノ殿原ト手ノキハ戦ヒ、負ヌル物ナラバ、御簾ノ隙ヨリ御殿ニマイリ、十善ノ君ノ御膝ヲ枕トシテ、自害仕賣。」トゾ申タル。判官是ヲ聞、

「治部次郎・政所太郎許ヤサモアラン。残人共ハ門ヲ開ナバ、皆悉ク落行ナン。去バ只コ、ニテ、一騎ニナランマデモ俄テ打死ゼン。矢數尽ヌル者ナラバ、打物ニテ戰フベシ。其モ叶ハヌ者ナラバ、館ニ火ヲ懸テ、人手ニカ、ラデ自害センズル支度ヲセヨ。」トゾ宣玉ヒケル。(P 192・e 11-e 7)

ここに挙げた例は、鎌倉方の武士伊賀光季とその郎等の会話である。「上兩所」とは光季とその子寿王を指す。郎等は主人の光季に對して敬意を示した尊敬表現と「候体」で話し、また話題にした後鳥羽院のことについては尊敬・謙讓を用いて話している。

次に君臣關係にある二人の会話の例を紹介する。

院宣ノ成ケル様、「義時が數度ノ院宣ヲ背コソ奇恠ナレ。打ベキ由思食立。計申セ。」トゾ仰下リケレ。秀康畏テ奏申ケルハ、「駿河守義村ガ弟ニ、平判官胤義コソ、此程都ニ上テ候エ。胤義ニ此由申合テ、義時討ン事易候」トゾ申ケル。(P 184・e 12-e 15)

これは後鳥羽院と院方大將軍藤原秀康との会話であるが、院は秀康に對して候を用いない話し方をし、「思食」という自敬表現を用いている。一方、秀康は院に對して候体の丁重な話し

方をする。

慈光寺本の中には、自敬表現がしばしば見られる。

「申所神妙也。サラバ急ぎ軍ノ僉議仕レ。」(P. 186 · e 9)

「然ト云ヘドモ、哀光季ヲバ御方ニシテイケテ置、大將軍ヲサセバヤ。」(P. 197 · e 1 · e 2)

「秀康是ヲ承レ。」(P. 197 · e 6)

「就中彼堂別当が子伊王左衛門能茂、幼ヨリ召ツケ、不便ニ思食レツル者ナリ。今一度見マイラセヨ。」(P. 221 · e 6 · e 7)

これらはすべて後鳥羽院の会話文である。その他、仁和寺御室(道助法親王)の言葉の中にも見える。

「六波羅ニテ云ン事ヨナ。限アレバ頸ヲバ切トモ、セメテカラヲバ返シマイラセヨ。今一度御覽ジテ孝養セント云ベシ。」(P. 207 · e 8 · e 9)

② 話し手と聞き手との間に直接の君臣・主従関係はないが、身分差のある場合

次の例文は、院方武士平判官胤義の下人と鎌倉の胤義の兄三浦義村との会話である。

去程ニ平判官(胤義)ノ下人モ、同十九日酉ノ時計二、

駿河守(義村)ノ許ヘゾ付ニケル。弟ノ使見付テ、「何事

ゾ。」ト問ハケレバ、「御文候。」トテ奉ル。開見テ云レケ

ルハ、「恐シノ平九郎(胤義)ガ、今年三年都ニキテ云ヲコセタル事ヨ。一年和田左衛門ガ起シタリシ謀反ニハ、通ニ勝サリタリ。加様ノ事ハ二目共見ジ。」トテ文カキ巻、

平九郎ガ使ニ、「己計カ。」ト問レケレバ使申ケルハ、「院ノ御下部押松、権大夫殿(義時)時ンズル宣旨持テ下り候ツルカ鎌倉へ入候トテ放テ候。」トゾ申ケル。駿河守重テ云ハレケルハ、「聞タノキビシケレバ返事ハセヌゾ。平九郎ニハ、サ聞ツト許云ヘヨ。」トテ、弟ノ使ヲ上ラル。(P. 199 · e 7 · e 13)

身分の低い者は、主人に対する時と同じように身分の高い者に対しても「候」を用いた丁重な話し方をする。

③ 身分や地位が聞き手より上位にある話し手が自分より下位の聞き手に敬語表現を用いる場合

次の例文は、義時時代の院宣が届いた鎌倉で、動搖する御家人を前政子が訴えた言葉である。

「駿原聞玉ヘ。尼ガ様ニ若ヨリ物思フ者候ハジ。(中略)去バ駿原ハ京方ニ付、鎌倉ヲ資給ヒ、大將殿・大臣殿ニ所ノ御墓所ヲ、馬ノ蹄ニケサセ玉フ者ナラバ、御思蒙テ

マシマス殿原、弓矢ノ裏加ハマシシナンヤ。」(P198・e
8-1 & 14)

身ノ習ソカシ。小笠原殿。」トゾ申サレケル。(P211・e
1-3)

④ 神・仏に祈る場合

慈光寺本には神・仏に祈る場面が二例見られ、いづれも尊敬表現を用いて祈っている。京都守護職の伊賀光季が院方に攻められて自害するときと、勢多伽が処刑されるときである。

「南無帰命頂礼八幡大菩薩・賀茂・春日哀ミ納受ヲ垂給ヘ。」(P195・e 8-1 & 9)

「南無西方極楽教主阿弥陀仏、本誓悲願アヤマチ給ハズ、必後生タスケ給ヘ。」(P221・e 3-1 & 4)

(4) 親子

(神功皇后ハ) 其折節御懷妊有、漸十ヶ月ニモ成ケレバ、王子生レントシ給シカバ、胎内ノ王子ニ申玉フ様、「王子誕生有テ後果報目出度位ヲ治玉フベキナラバ、只今ハ誕生ナラデ兵乱過テ後、生レ玉ヘ。」ト申サル。(P179・e 1-1 & 2)

3)

(D) 話し手と聞き手がほぼ対等である場合

慈光寺本では話し手と聞き手がほぼ対等であるとき、尊敬表現は用いるが、候体は用いない。

「何ヘトテオハスルゾ。加程ニ成ナンニ落行タリトモ、蝶ヤ花ヤト榮ベキカ。返シ給ヘ、父ノ敵討ン藏人歟。」(P213・e 7-1 & 8)

「娑婆世界ハ無常ノ所ナリ。如何有ベキ武田殿。」武田返事セラレケレハ、「ヤ給ヘ小笠原殿。本ノ儀ゾカシ。鎌倉勝バ鎌倉ニ付ナヌ。京方勝バ京方ニ付ナヌ。弓箭取

古人ではあるが、神功皇后は胎内の皇位繼承者となるべき皇子に対して尊敬表現を用いている。

判官(伊賀光季)ハ、寿王喚ヨセ云ハレケルハ、「光季今ハ限思フ也。自害セヨ。」ト有ケレバ、火中ヘ飛入、三度マテコソ立帰レ。判官是ヲ見玉ヒ、「寿王ヨ、自害工セズバ是ヘ立ヨレ。遺言ゼン。」ト宣玉ヒケレバ、寿王冠者立寄ケリ。判官膝ニ引懸云ハレケルハ、「去年霜月ニ、新院八幡御幸成シ時、大渡ノ橋爪固テ、御所ノ見参ニ入、カシコキ冠者ノ眼ザシ哉ト、叔母蒙ブリタリシカバ、光季

モ嬉シク覚テ、来ンズル秋、除目ニハ官所望セント思ヒツルニ、今ハ限ノ命コソ心細ケレ。」寿王冠者申ケルハ、「自害ヲエ仕候ハヌニ、父ノ御手ニカケサセ玉ヘ。」(P 195・e 6)

15 (P 196・e 6)

父親の光季は子の寿王に対して敬語を全く用いていないが、寿王は父に対して候体を用いている。北条氏の場合でも子は親に対しても候体を用いて話す。

其時、武藏太郎(時氏)ハ流涙シテ、武藏守殿(泰時)

ヘ申給フ事、「伊王左衛門能茂、昔十善ノ君ニイカナル契

ヲ結ビマイラセテ候ケルヤラン。能茂今一度見セマイラセヨト院宣ナリテ候ニ、都ニテ宣旨ヲ被レ下候ハシ事、今ハ此事計ナリ。トクトク伊王左衛門マイラセ給フベシト覺候。」(P 221・e 8・e 11)

以上、慈光寺本「承久記」の敬語表現について調査した結果を次にまとめる。

① 北条義時を呼称する場合、呼び捨てにしたり「殿」付で呼称したり一定しないことから、作者は義時傘下の者ではない。

② 院方武士と鎌倉方武士の敬語表現を比較すると、美濃・

尾張の合戦場面では明らかに院方武士に偏った用い方をされ、敬語表現は下層クラスの無名の武士にまで及んでいる。

「アレハ駿河殿(三浦義村)ノオハスルカ。ソニテマシマサバ、我ヲバ誰トカ御覧ズル。平九郎判官胤義ナリ。サテモ鎌倉ニテ世ニモ有ベカリシニ、和殿ノウラメシク当り

給シロ惜サニ、都ニ登リ院ニメサレテ謀反オコシテ候ナリ。

利殿ヲ頼ンデ、此度申合文一紙ヲモ下シケル。胤義思ヘバ口惜ヤ。現在和殿ハ權大夫ガ方人ニテ、和田左衛門ガ媒シテ、伯父ヲ失程ノ人ヲ、今唯人ガマシク、アレニテ自害セント思ツレドモ和殿ニ見參セントテ參テ候ナリ。」(P 219・e 21・e 6)

(四) 結び

覚えない階層の者である可能性が強い、と言つうにとどめておき、これは今後の課題として残しておく。

- ③ 会話文中においての敬語表現は、用例は乏しいが、西田氏の「平家物語における敬語表現の様相」と比較した場合、ほぼ同じ結果が得られた。

補注① 森野宗明氏「慈光寺本承久記」の武家に対する官語待遇に就いて（「川添博士古稀記念国語国文学論文集」昭和五十四年雄松堂書店）

② 「古典遺産」昭和五十七年十月

（昭和六十三年二月十日稿）

慈光寺本「承久記」の敬語表現（地の文）

(サ)セマシマス																									
(サ)セ給フ	召上ス	下給フ	下サル	下ス	仰下サル	仰ラル	仰付ラル	仰出サル	仰(オホセ)	アソバス	御覽ズ												イ①		
2	27	1	1	4	3	7		3	2	1		6	5	9	4	2	12	1				イ②			
	1						2				1											ロ①	ロ②		
	2							5														ハ			
						1																ニ①	ニ②		
	1									5												ホ①	ホ②		
																						ホ③	ホ④		
											9		1									ホ⑤	ヘ		
									2		1											ト			
											1														
2	31	1	1	5	3	7	10	3	2	17	1	7	5	9	4	2	18	2	計						

タマ ハル	マイ イル	申 上 グ	申 ス	奏 申 ス	奏 ス	小 計	(ラ) ル	タ ブ	召 サ ル	召 ス	給 フ	ノタ マ フ	オハ ス	小 計	行 幸	御 幸	御 慮	崩 御	御 十 名 詞	
1	18	17	1	10	2	5	54	18	1	3	9	23		197	2	5	3	6	91	
	2	1					16	4			2	9		1	10				4	
		3		2			3	2					1	8				1		
							1				1									
							3				3			5					1	
	1	2		1			4	1			2	1		23					17	
								1	1											
							2				2			1					1	
				1			15	2			11	2		2					2	
2	1	8		10			67	29	1		18	18	1		17				6	
		3					41	22	1		3	3	2	10	4				1	
				4			49	30			3	5	10	1	3				2	
														2				2		
	2	1		1			7				7			4					2	
3	24	35	1	29	2	5	263	109	3	3	38	82	16	12	276	2	5	3	6	130

	計	小 計	卿	公	殿原	殿	殿下	小 計	候	給フ	詣ヅ	蒙ル	奉ル	承ル
イ①	345	27				25	2	67	1			5	6	1
イ②	43	14	10			4		3						
ロ①	29	6				6		12				6	1	
ロ②	1													
ハ	11	1				1		2				2		
ニ①	31							4						
ニ②	3	1	1						1				1	
ホ①	5	2		2										
ホ②	23	2	1			1		4		1		1	1	
ホ③	123	10				10		29				1	1	6
ホ④	73	24				24		4					1	
ホ⑤	66	6			1	5		8				1	3	
ヘ	4							2		1		1		
ト	20							9		2		3		
計	777	93	12	2	1	76	2	145	1	2	2	9	24	8

(イ) 宮廷の人々

イ① 天皇・院・女院・后・宮・摂政・関白

イ② 公卿・殿上人

ロ① 北条政子及び宮廷の女房

ロ② ロ①以外の身分の低い女性

(ハ) 子供

(二) 僚

二① 法親王

二② 二①以外の僚

(ト) 神・仏・神璽・宝劍

(ホ) 武士

(一) 僉

ホ① 平氏

ホ② 源氏

ホ③ 北条氏

ホ④ 院方武士

ホ⑤ 鎌倉方武士

(ヘ) 外国の天子